

平成 27・28 年度調査対象業務区分表（１／３）

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 26 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
測量	測量 （居住環境整備）	人口集中地区（ＤＩＤ地区）における測量業務	0 件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県、岐阜県、三重県のいずれかに所在すること。	１．測量士の有資格者を 1 名以上有するものであること。 ２．機構又は公的機関から過去 1 0 年（平成 1 7 年度以降）に対象業務と同種の業務について、元請としての実績が 1 件以上あること。 ３．当機構における平成 27・28 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
建築設計	建築設計	・複雑な設計等を必要としない新築の賃貸共同住宅（超高層建築物を除く）等の実施設計等に係る業務（同一地区において複数棟の建物を同時期に設計する場合の基本となる住棟以外の建物、複数の建築物の用途を有さない建物 等） ・新築の管理事務所、集会所及びこれに類する事務所、店舗等小規模施設の設計等に係る業務。	1 件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県・岐阜県・三重県のいずれかに所在すること。	１．一級建築士事務所登録のある者であること。 ２．一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者であること。 ３．機構又は公的機関において過去 1 5 年（平成 1 2 年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績〔地上 6 階建以上の共同住宅〕が 1 件以上あること。 ４．当機構における平成 27・28 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件等）） ・一級建築士取得後経験年数 3 年以上の管理技術者を配置できること。 ・構造一級建築士を配置できること（再委託可） 〔総合発注の場合〕 ・以下の主任技術者（機械）を配置できること（設備設計一級建築士、管工事施工管理技士、建築設備士、消防設備士（甲種）、技術士（機械部門 or 衛生工学部門）。再委託可） ・以下の主任技術者（電気）を配置できること（設備設計一級建築士、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、建築設備士、消防設備士（甲種）、技術士（電気電子部門）。再委託可）
	建築積算	共同住宅等における新築の建築工事に係る積算業務 ・共同住宅建築工事 ・施設建築物建築工事等	3 件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県・岐阜県・三重県のいずれかに所在すること。	１．建築積算士の有資格者を 1 名以上有する者であること。 ２．機構又は公的機関から過去 1 5 年（平成 1 2 年度以降）に対象業務（数量積算を含む）と同種の元請としての実績〔共同住宅〕が 1 件以上あること。 ３．当機構における平成 27・28 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件等）） ・建築積算士取得後経験年数 5 年以上の管理技術者を配置できること。 ・建築積算士の資格を有する照査技術者を別途配置できること。
	新規設備設計	共同住宅等における設備工事に係る設計・積算業務 ・屋内設備工事 ・屋外設備工事 ・小規模施設建築物設備工事 他	0 件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県、岐阜県、三重県のいずれかに所在すること。	１．建築設備士の有資格者かつ設備設計一級建築士、管工事施工管理技士、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、消防設備士（甲種）、技術士（機械部門、衛生工学部門又は電気電子部門）のいずれかの有資格者をそれぞれ 1 名以上有する者であること。ただし同一人物がそれぞれの資格を所持する場合は 1 名以上でよい。 ２．機構又は公的機関から過去 1 5 年（平成 1 2 年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が 1 件以上又は下請としての実績が 5 件以上あること。 ３．当機構における平成 27・28 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項） ・法申請を伴う設計業務を行う場合、一級建築士事務所登録のある者であること。 その際、設備設計一級建築士の配置を求める場合がある。
土木設計	土木設計 （居住環境整備）	共同住宅等に係る土木施設（道路、駐車場、下水道、擁壁、雑工作物等）や建物等解体を複合的に行う土木工事の設計・積算業務	2 件	本店又は最寄りの支店・営業所が愛知県、岐阜県、三重県のいずれかに所在すること。	１．技術士（総合技術監理部門・建設部門）又は R C C M のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 ２．機構又は公的機関から過去 1 5 年（平成 1 2 年度以降）に対象業務と同種の業務について、元請としての実績が 1 件以上あること。 ３．当機構における平成 27・28 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・技術士（総合技術監理部門・建設部門）又は RCCM の資格を有する照査技術者を別途配置できること。

- ※１ 共同住宅とはＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅をいう。
- ※２ 設計等業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者（※３）は当該設計等業務に係る工事の入札に参加することができない。
- ※３ 資本若しくは人事面で関係がある者とは次の①又は②に該当するものをいう。
- ① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ※４ 当該設計等業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。
- ※５ 機構支援業務（設計品質確認業務・基盤整備関連業務）受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とする。
- ※６ 個別選定方式による競争入札を除く。
- ※７ 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。